

Ⅱ. 募集要項

1. 奨学金概要

(1) 制度の主旨

「まなべる基金」は、東日本大震災の影響を受け経済的に困窮し、進学・就学が困難な高校生を支援することを目的とした給付型(返還不要)の奨学金制度です。困難な状況の中でも、学ぶことをあきらめない高校生を支援するため実施するものです。

(2) 奨学金の対象者

東日本大震災で被災した生徒で、令和4年4月1日時点で高校等、またはその他学校に在籍していることが見込まれる生徒 ※詳しい応募資格については「2.応募資格」(P.6)を参照してください。

(3) 奨学金の種類

給付型奨学金 ※返還不要です。

(4) 給付金額・給付期間

	給付金額	給付期間
3年制高校等	年間19万円	令和4年4月分～令和7年3月分までの在籍期間中の最長3年間
4年制高校等	年間14.25万円	令和4年4月分～令和8年3月分までの在籍期間中の最長4年間
その他学校	年間19万円	令和4年4月分～高等学校卒業程度認定試験合格まで(最長3年間)

給付期間

＜高校等に在籍の場合＞

高等学校の卒業まで(高等専門学校・高等専修学校の場合は高等課程修了まで)に要する最短修業年限が終了する月まで、高校等の就学課程の途中(2学年以降)から受給する場合は、残りの最短修業年限が終了する月までとします。なお、留学・休学・留年等、受給者の都合で卒業に要する期間が延長した場合でも給付期間の延長はありません。

＜その他学校に在籍の場合＞

高等学校卒業程度認定試験「合格」をもって高校等「卒業」と同等とみなし給付終了となります。(最長3年間)。※合格条件については「用語解説」(P.3)参照のこと

- ・第1回(8月開催)認定試験で全ての科目を合格した場合(9月時点で合格結果を確認)
⇒同年度前期6か月分(4月～9月)給付分にて給付終了
- ・第2回(11月開催)認定試験で全ての科目を合格した場合(12月時点で合格結果を確認)
⇒同年度後期6か月分(10月～3月)給付分にて給付終了

※給付金額・給付期間は、公的な奨学金、民間の奨学金、就学支援金制度の状況等に変更が生じた場合等に、事前の予告なく変更される場合がありますので予めご了承下さい。

(5) 給付スケジュール

以下の給付予定月に年2回給付します。(手続きの都合により多少前後する場合があります。)

給付予定月		前期6ヶ月分(4月～9月分)	後期6ヶ月分(10月～3月分)
給付予定月		4月(高校1年生は初回のみ5月)※	10月
給付金額	3年制	95,000円	95,000円
	4年制	71,250円	71,250円
	その他学校	95,000円	95,000円

※採否決定通知で「条件付き採用」となった場合(P5.(11)採否決定通知参照)は、「令和4年度所得証明書」を後日連絡する期日(令和4年6月予定)までに事務局へ提出いただき、P6.2.応募資格「資格4 所得の合計基準」を下回ることを確認できた時点で奨学金給付となります。(初回給付のみ7月を予定)

(6) 募集人数 100名程度

(7) 応募締切

※中学3年生

応募者	令和3年10月29日(金) ※必着 ※締切日を過ぎての応募は受付できませんので、余裕をもってご準備ください。
-----	---

※中学3年生以外(高校生、その他の学校在籍生徒)

応募者	各校で定められた提出日までに学校に提出してください。
奨学金担当の先生	令和3年10月29日(金) ※必着 ※締切日を過ぎての応募は受付できませんので、余裕をもってご準備ください。

(8) 応募方法

※中学3年生

応募者	「Ⅲ. 応募書類 2.応募書類」(P.13~19、P.20~必要頁のみ)を、まなべる基金事務局へ郵送してください。 ※奨学金願書(P.14~18)は、記入がなくても全ページを提出してください。
-----	---

※中学3年生以外(高校生、その他の学校在籍生徒)

応募者	「Ⅲ. 応募書類 2.応募書類」(P.13~19、P.20~必要頁のみ)を、奨学金担当の先生へ提出してください。
奨学金担当の先生	学校内で応募者を取りまとめていただき、まなべる基金事務局へ郵送してください。 詳細は別紙「まなべる基金(第11期)応募手続きのご案内」をご覧ください。 ※奨学金願書(P.14~18)は、記入がなくても全ページを提出してください。

(9) 応募書類送付先 (まなべる基金事務局)

〒105-0004 東京都港区新橋1-18-2 明宏ビル本館4階
特定非営利活動法人シービーパートナーズ
東日本大震災復興支援財団『まなべる基金(第11期)』応募書類 受付担当 行

※注意：角2封筒に同封して郵送してください。配達確認はお受けできません。
確認されたい方は配達記録等で郵送ください。

(10) 選考

応募書類の記載をもとに選考委員会で決定した選考基準に基づき総合的に判断します。
応募資格を全て満たしても必ずしも採用となるわけではありませんので予めご了承ください。

(11) 採否決定通知

令和4年2月上旬(予定)に、郵送にて通知します。

※中学3年生の応募の場合

応募者	各個人宛にお送ります。また、在籍校宛にも採否結果をお送りします。
-----	----------------------------------

※中学3年生以外の応募の場合(高校生、その他の学校在籍生徒)

応募者	採否結果については、奨学金担当の先生に確認してください。
奨学金担当の先生	学校宛にお送りしますので、各応募者へ結果をお渡しください。

※採否決定通知で「条件付き採用」の場合は、「令和4年度所得証明書」を後日連絡する期日までに事務局へ提出いただき、所得の合計基準を下回っていることを確認できた場合のみ奨学金給付となります。

2. 応募資格

以下の資格1～5の全てを満たす生徒が対象になります。

資格1：生年月日

平成14年4月以降に生まれ、令和4年4月1日時点で高校等、またはその他学校に在籍していることが見込まれる生徒。(ただし、令和3年9月1日時点で、高校卒業資格を取得している生徒を除く。)

資格2：東日本大震災発生時の居住地

東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県に居住していた生徒で、かつ、その生徒の家庭で主に家計を支える方も岩手県・宮城県・福島県に居住していた。

資格3：被災をしていることが証明できる

東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県で被災したことを、応募者本人及び保護者の自宅の罹災証明書または被災証明書を下記で確認の上、提出により証明できる。

提出書類	発生時の被災地
罹災証明書(半壊以上)	岩手県・宮城県・福島県
罹災証明書(一部損壊)	福島県 ■追加必要書類(下記※参照)提出が必須
被災証明書	岩手県・宮城県・福島県 ■追加必要書類(下記※参照)提出が必須

※：「罹災証明書(一部損壊)」または「被災証明書」提出の場合は以下のいずれかの事象に該当し追加必要書類でその事象を証明できること

- ①福島第一原発事故の影響で避難し、二重生活をしている。
- ②福島第一原発事故の影響で一家避難し、避難先で住居費を自己負担している。
- ③福島第一原発事故の影響で避難し、避難先から震災時に居住していた市町村へ帰還している。

資格4：所得の合計基準

応募者と家計を同一にする18歳以上(9月1日時点)の家族の「令和3年度所得証明書(令和2年1月～12月分)」の所得合計が以下の基準を下回っている。

応募者と家計を同一にする家族の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
所得合計 (18歳以上の家族)	213.6 万円	302.3 万円	370.5 万円	430.8 万円	507.6 万円	579.9 万円	651.2 万円	721.7 万円

【重要：上記所得基準を上回るご家族へ】

下記のいずれかに該当する場合、ご応募いただくことが可能です。

- ①2021年1月～12月にかけてコロナウィルスの影響で減収が生じ、「令和4年度所得証明書(令和3年1月～12月)」の所得金額の合計額が、上記の基準を下回る見込みがある方。
※「E-2. コロナウィルス影響による現在の家庭の経済負担を説明する書類(P.22)」を必ずご記入の上提出ください。
※採否通知で「条件付き採用」が決定した場合「令和4年度所得証明書」を後日ご連絡する期日までに、事務局へ提出し、所得合計が下回っていることを証明する必要があります。
- ②福島第一原発事故の影響で避難し、二重生活をしている場合(資格3※①のケース)にかぎり、世帯全員の所得合計額を1/2にした金額を適用します。(震災時の居住地が岩手県・宮城県・福島県であること)
例：所得合計400万円で二重生活の場合…所得合計は1/2の200万円を適用

資格5：他の奨学金との重複受給がないこと

他の給付型奨学金との重複受給はできません。貸与型奨学金でも高校卒業で返還免除となる実質給付型奨学金(例：宮城県被災生徒奨学資金)を受給している場合も重複受給はできません。なお、令和3年9月1日時点で、他の給付型奨学金を受給している場合は応募できません(令和4年3月で給付期間が終了するものも含む)。

	奨学金の特徴	重複受給
貸与型奨学金	返還が必要なもの	○
	高校卒業で返還免除となる実質給付型奨学金と同等のもの (例：宮城県被災生徒奨学資金)	×
給付型奨学金	返還が不要なもの	×

<他の奨学金を併願している場合> 他の奨学金の受給が決定した時点で、「まなべる基金」を受給するか他の奨学金を受給するか、いずれかを選択してください。

3. 応募に当たっての注意事項

まなべる基金(第11期)(以下「本基金」)の応募にあたっては、以下の事項について予めご了承ください。

(1) 給付開始条件

本基金の奨学金の給付を開始する条件は以下の通りです。

- ① 給付対象期間中に、他の給付型奨学金、ならびに、貸与型奨学金でも高校卒業で返還免除になる実質給付型奨学金(例、宮城県被災生徒奨学資金)を受給していないこと。
- ② 受給同意書等、当財団が後日指定する給付手続き書類を期日までに提出すること。
- ③ 高校等、またはその他学校への在籍が確認できる書類を提出すること。
- ④ 採否決定通知で「条件付き採用」が決定した方の場合は、「令和4年度所得証明書」を後日連絡する期日までに提出し、所得合計が基準を下回っていることを証明できること。

(2) 給付期間中の義務

本基金の奨学金の給付対象期間中、以下の義務が発生します。

- ① 受給者は、当財団が指定した時期に、高校等、またはその他学校での活動状況について、当財団が指定する書式で「活動報告書」を提出すること。(年1回または2回を予定)
- ② 受給者またはその保護者は、以下の場合変更が生じてから1ヶ月以内に在籍校を通じて「変更届」を提出すること。
 - ・当財団に申告している情報(住所、氏名、連絡先、保護者、振込先口座など)に変更があった場合
 - ・高校等、またはその他学校での在籍状況に変更があった場合(転校、休学、長期欠席、留年、留学、退学等)
- ③ 受給者または保護者は、当財団が追加の資料提出や報告を求めた場合、それに応じること。
- ④ その他学校は、受給者の高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)の受験合格状況を半期に一度、在籍確認時に報告すること。

(3) 給付の停止

受給者が次のいずれか1つに該当した場合には、奨学金の給付を停止します。

※①～③に該当の場合：当財団が認めた場合、奨学金受給の再開が可能です。

※⑨～⑬に該当の場合：支給済みの奨学金を返還してもらいます。

- ① 休学する場合
- ② 長期(1ヶ月程度以上)の欠席をする場合
- ③ 前項「(2) 給付期間中の義務」への違反があった場合
- ④ 受給者またはその保護者と連絡が取れなくなった場合
- ⑤ 在籍校で謹慎または停学等の処分を受けた場合
- ⑥ 高校等、またはその他学校を退学した場合
- ⑦ 警察に補導・逮捕等をされた場合
- ⑧ 受給者が死亡した場合
- ⑨ 給付対象期間中に他の給付型奨学金、ならびに貸与型奨学金でも高校卒業後返還免除になる実質給付型奨学金(例、宮城県被災生徒奨学資金)を重複受給した場合
- ⑩ その他学校で学び、高等学校卒業程度認定試験の受験実績に虚偽が判明した場合
- ⑪ 応募書類や「(1) 給付開始条件」に定める手続き書類の記載に虚偽があった場合
- ⑫ 受給者が反社会的勢力の関係者である場合
- ⑬ その他、本基金の奨学生として妥当でないと当財団が判断する事実があった場合

(4) その他注意事項等

- ① 応募書類(各種公的書類等)の準備・取得・提出にかかる費用は応募者負担となります。
- ② 応募書類は必ずお手元にコピーを取って保管してください。
- ③ 提出いただいた書類の返却はいたしません。
- ④ 当財団は、奨学金の適正な給付のため、応募者、保護者、または在籍校に追加資料の提出や報告を求める場合があります。その場合は、求めに応じてください。
- ⑤ 当財団は、ご提出いただく個人情報について、当財団ホームページ記載の「個人情報の取り扱いについて」に従い適切に管理します。在籍校への連絡または当財団の業務委託先への情報共有以外で本人の承諾なく第三者に個人情報を提供することはありません。
- ⑥ 当財団は、公的な奨学金、民間の奨学金、就学支援金制度の状況等に変更が生じた場合等に、事前の予告なく奨学金の金額・給付期間・給付開始・停止条件・その他の条件の変更を行う場合があります。予めご了承ください。